

議事要旨(7)金融商品専門委員会における検討状況(「有価証券」の定義の見直し)について

西川委員長(専門委員長)及び秋葉主席研究員より、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の改正点に関する説明がなされた。

今回の改正は、金融商品取引法の施行に伴う有価証券の範囲の拡大に対応するものであり、現行の会計上の取扱いを大きく変えないための技術的なものであるため、公開草案の手続を経ずに公表する旨の説明がなされた。

また、具体的な取扱いについては、日本公認会計士協会(JICPA)における「金融商品会計に関する実務指針」の改正によることとなる旨の説明がなされた。

説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 基準の開発において、ASBJとJICPAの役割区分はどのようになっているのかという意見があり、これに対して、ASBJの設立当初より、既存の基準等のメンテナンス及び業種別については、JICPAが行うこととなっており、大幅な改正があるときに、ASBJが行うことになっている旨の説明がなされた。
- ・ 改正基準が公表された後に、もしJICPAから実務指針が違う方向で公表された場合にはどのようになるのかという意見があり、これはメンテナンスの範囲内での対応であり、また、これからの手続の問題でもあるが、JICPAとASBJの間で緊密に連絡をとり、調整を図っていく方針である旨の説明がなされた。

以上